

民主党の経済対策 (2008.07.08 『次の内閣』了承)

原油価格高騰による、わが国の国民生活及び社会経済に対する影響は深刻の度合いを増している。よって民主党として、今までに提案した、原油価格高騰緊急対策・中間報告(12/12発表)・緊急経済・生活対策(4/14発表)・離島振興法改正案(5/30発表)・漁業用燃油の高騰に対する当面の緊急措置(6/18発表)を基本としつつ、現況を踏まえた短期・中期的な対策を早急に実施するよう求める。

共通項目

- 1、**道路特定財源暫定税率の凍結及び廃止**…所要額 2.6 兆円
燃料価格高騰の折から、恒久措置とは区分し、本年度の緊急措置としてガソリン税、軽油税などの道路特定財源の暫定税率を凍結
- 2、**高速道路料金無料化**…所要額1.5兆円
都市部を除き、高速道路を無料化

中小企業(資本金1億円以下)・個人事業者対策…所要額 4200 億円

- 1、特別信用保証の実施
10兆円の特別信用保証(無担保、無保証)の供与枠を創設する。
※セーフティネット対象業種を中心とし、起業5年以上を条件とする。
- 2、既貸付資金の繰り延べ返済
原油高で影響を受けている者に対する既貸付資金の繰延べ返済を実施する。
- 3、貸し渋り・貸しはがし対策
中小企業向け融資について、金融機関に対する指導・監督を強化する。
- 4、中小企業向け官公需発注比率の拡充
官公需法に基づく中小企業向け契約目標比率を10%上乘せする。
(平成20年度の目標比率は51%)

漁業対策…所要額1000億円

- 1、高騰が続く漁業用燃油のA重油及び軽油について、平成17年9月に緊急対策が講じられたことを踏まえ、現時点の燃油価格を平成17年9月段階の水準まで引き下げるための補てんを実施する。

農業対策…所要額450億円

- 1、高騰が続く農業用燃油のA重油及び軽油について、平成17年9月に緊急対策が講じられたことを踏まえ、現時点の燃油価格を平成17年9月段階の水準まで引き下げるための補てんを実施する。
- 2、道路特定財源を前提として設けられている、船舶の使用者による船舶、農林業等の従事者による動力耕うん機等の動力源に使用する軽油の引取りの減免措置につき、道路特定財源の一般化財源化後の扱いについて検討する。

離島・半島・過疎地域対策…所要額23億円

- 1、公共輸送機関の料金維持
原油高により、当該地域の公共輸送機関が料金を引き上げざるを得ない場合には、国が助成を行い、料金を維持する
- 2、離島における揮発油税の減免
離島における揮発油価格から揮発油税相当額を免除する

運送業対策

- 1、燃油サーチャージの厳正かつ円滑な運用等
トラック運送業者は荷主等に対し運賃交渉力が弱いことなどの諸事情に十分配慮し、試行的に実施されている燃油サーチャージ制の厳正かつ円滑な運用を図る。あわせて独占禁止法、下請法のさらなる取締の強化などに努める。
- 2、営業用トラック燃料（軽油）の安定供給の確保
原油高に伴い、営業用燃料である軽油の価格高騰により、トラック運送業界は事業存廃の岐路に立たされている。さらに、元売による軽油の輸出の急増、出荷規制の強化などの動きが見られる。かかる事態を重く受けとめ、実態調査、国内需要を最優先した安定した供給などを図るため行政当局による厳正な指導等を強化する。

新エネルギー対策…所要額4600億円

- 1、新エネ・省エネ機器普及の推進
新エネ・省エネ技術を利用した機器設置の助成（太陽光発電・燃料電池等）を実施する

2、新エネ・省エネ技術開発の推進

新エネ・省エネ技術開発の主体（大学・研究所等）に対する、助成・投資を大幅に拡充する。

中期的対策

- 下請けいじめ防止法（民主党案）による、公正な市場環境の整備と中小下請け業者等の活性化
- 石油備蓄制度の在り方について、抜本的に見直す

国際的な取組み

- I E A（国際エネルギー機関）、O P E C等に対する働きかけを強め、国際的連携による原油価格の引き下げを努力する
- 投機による原油価格上昇を防ぐため、消費国における石油備蓄が十分な量を維持できるよう、石油供給国に働きかける
- ヘッジファンド等に対する何らかの国際的規制を実施することを国際社会へ提案する

以上